



2022年9月15日

各 位

株式会社 C K サンエツ
代表取締役社長 釣谷宏行
(コード番号 5757 東証プライム)
問合せ先 取締役管理統括部長 松井 大輔
TEL (0766) 28-0025

日本伸銅株式会社による経営指導契約の締結に関するお知らせ

本日、当社子会社である日本伸銅株式会社が、別紙のとおり「経営指導契約の締結に関するお知らせ」を公表いたしましたので、お知らせいたします。

以上



2022年9月15日

各 位

日 本 伸 銅 株 式 会 社
代表取締役社長 森 山 悦 郎
(コード番号 5753 スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理統括部長 木本 道隆
TEL (072) 229-0346

経営指導契約の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、親会社である株式会社CKサンエツ（以下「CKサンエツ」といいます。）との間で経営指導契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事実の概要

（1）本契約締結の経緯

当社は、親会社であるCKサンエツから、人事管理、経営管理、法務管理、広報対応、その他経営に関する事項についての指導及び助言（以下「経営指導」といいます。）を受けており、今般、2022年10月1日から2023年9月30日までの期間の経営指導に関して、CKサンエツとの間で以下（2）のとおり合意し、本契約を締結するものであります。

（2）本契約の内容

- ① 相手方 株式会社CKサンエツ
- ② 契約締結日 2022年10月1日
- ③ 対象期間 2022年10月1日から2023年9月30日まで
- ④ 対価 経営指導の対価として、104,400,000円（月額8,700,000円）（税別）
- ⑤ 支払 上記③の対象期間の毎月末日に当月分の対価を支払う。

2. 決定の理由

当社は、2015年3月にCKサンエツの子会社となって以降、CKサンエツから多大なる経営指導を受けてまいりました。

CKサンエツによれば、CKサンエツとしては、当該経営指導は一般的に行われる親会社による子会社管理を超えた内容の経営指導であり、本来、当社が当該経営指導の対価として経営指導料を支払うべきであると認識していたものの、当社がCKサンエツの子会社となって以降の当社の業績に鑑み、これまで当社に対して経営指導の対価を請求しておりませんでした。

もっとも、CKサンエツは、当該経営指導の結果、近年当社の業績が安定的に改善されたことを踏まえ、今後適正な経営指導料を支払うべきであるとして、当社に対し、経営指導契約の締結を提案しました。

かかる提案を受け、当社は、今後当社がさらに企業価値を向上していくためには、CKサンエツによる経営指導に対して適正な対価を支払い、引き続き、CKサンエツから経営指導を受けることが有益であり、当社の少数株主を含めたステークホルダー全体の利益にも資するものと判断し、CKサンエツと協議のうえ、本契約を締結することといたしました。

3. 支配株主との取引に関する事項

本契約は、当社の親会社であるCKサンエツとの取引となり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2022年6月24日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に関し、「当社は、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為を行うにあたっては、会社や株主共同の利益を害することのないよう、市場実勢を含む一般的取引における条件を意識しつつ、担当取締役等の事前確認、及び特別利害関係を有する取締役を議決から除外した上での取締役会決議を経ることとしており、これらにより、少数株主の利益を保護する体制を整えております。なお、今後、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行うにあたり、独立社外取締役を含めたメンバーで構成する特別委員会の設置を検討してまいります。」と記載しております。

当社は、後記(2)の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じつつ、取締役会において、本契約の条件について、前記1.(2)③記載の本契約の対価(以下「本対価」といいます。)が独立当事者間の公正な取引価格として合理的と認められるか否かの観点を中心に、市場実勢を含む一般的取引における条件を勘案して、慎重に検討を行いました。

かかる検討に際して、当社は、後記(2)のとおり、当社及びCKサンエツとの間に利害関係を有しない第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社から、2022年9月5日付で、本対価が本契約に基づきCKサンエツが実施する当社に対する経営指導(以下「本経営指導」といいます。)の対価として妥当である旨の報告を受けております。

また、当社は、後記(2)のとおり、支配株主であるCKサンエツとの間で利害関係を有しない社外取締役(監査等委員)2名(平山博史氏、樋口均氏)及び外部の公認会計士1名(高山清子氏)によって構成される特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)を設置し、2022年9月5日付で、後記(3)〈特別委員会の見解(書面にて受領)〉記載の答申を受けております。

さらに、当社は、後記(2)のとおり、CKサンエツとの間で利害関係を有しない外部の専門家である岩田合同法律事務所からも、2022年9月14日付で、後記(3)〈外部の専門家である法律事務所の見解(書面にて受領)〉記載の意見を受領しております。

そして、当社は、本契約を締結することの当否について担当取締役等の事前確認を経た上で、本取締役会において、後記(2)のとおり、CKサンエツと利害関係を有する取締役を除外し、CKサンエツと利害関係のない取締役7名(監査等委員である取締役3名を含む。うち社外取締役取締役2名。)のみが出席し、上記の報告、答申及び意見の内容を踏まえて検討を行った結果、本契約を締結し本経営指導を受けることが今後の当社のさらなる企業価値の向上のために必要不可欠であること、及び、

市場実勢を含む一般的取引における条件を勘案して、本対価が独立当事者間の公正な取引価格として合理性があると認められ、その他本契約の条件についても合理性が認められることを確認し、十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本契約を締結することについての決議を行いました。

従いまして、本契約の取引条件は、市場実勢を含む一般的取引における条件を勘案して決定されたものであり、かつ、担当取締役等の事前確認及び特別利害関係を有する取締役を議決から除外した上で本契約の締結の承認に係る取締役会決議を経ており、さらに、その検討に当たっては独立社外取締役を含めたメンバーで構成する特別委員会も設置しておりますので、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に適合するものであると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、当社及びCKサンエツとの間に利害関係を有しない第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社に対して、本経営指導の役務提供内容、当該役務提供内容の必要性、本対価の妥当性等の検証を依頼し、2022年9月5日付で、本契約締結前に実施されていたCKサンエツによる経営指導（以下「旧経営指導」といいます。）の対価については286,000,000円～292,000,000円程度であれば対価として見合っており、かかる対価と比較すると、旧経営指導と同内容である本経営指導の対価を本対価とすることは妥当であるとの報告を受けております。

また、当社は、CKサンエツとの間で利害関係を有しない委員によって構成される特別委員会に対して、本件契約の締結の妥当性の審議・検討を依頼し、2022年9月5日付で、後記(3)＜特別委員会の見解（書面にて受領）＞記載の答申を受けました。

さらに、当社は、CKサンエツとの間に利害関係を有しない外部の専門家である岩田合同法律事務所に対して、本契約の締結を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものでないといえるかについて意見を求め、2022年9月14日付で、後記(3)＜外部の専門家である法律事務所の見解（書面にて受領）＞記載の意見を受領しております。

また、利益相反を回避するための措置については、当社の代表取締役釣谷宏行氏及び当社取締役松井大輔氏は、支配株主であるCKサンエツの代表取締役及び取締役をそれぞれ兼務しているため、当社は、これらの者を、特別利害関係人として、本取締役会における本契約を締結することについての審議及び決議並びに当該決議に関する当社における事前検討に参加させないことで、利益相反を回避しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

＜特別委員会の見解（書面にて受領）＞

特別委員会からは、以下の①ないし④の理由から、本契約を締結することは、想定される役務内容に照らして対価及び契約条件は公正と認められ、少数株主にとっても不利益ではないとの意見を頂戴しております。

① CKサンエツによる経営指導によって当社の業績は目覚ましく向上しており、当社の企業価値を向上させていくためには、一定の対価を支払ってでもCKサンエツによる経営指導を継続させる

ことが有用であり、仮に、CKサンエツからの経営指導が全て打ち切られることになると、現在の業績を維持することはたちまち不可能になると想定され、会社の存続すら危惧されること

- ② 経営指導料及び契約条件を検討するに当たって、まず、これまでの経営指導の実績及びそれによる業績への影響を分析し、CKサンエツから経営指導計画書の呈示を受け、役務提供の内容について所要の検討が行われたうえで、第三者機関の報告書によって、想定される役務内容から、独立当事者間の公正な取引価格として合理的と認められる旨の意見書が提出されており、また、税理士法人から税務上のリスクについての検討資料を入手し、税務当局への問い合わせを行っている他、監査法人や弁護士への意見聴取も行き、それらの意見及び回答を踏まえ、本契約を締結することによるリスクも含めて検討を行っていること
- ③ 本契約の期間は1年間で、継続要否の判断や役務内容及び条件等の見直しが可能な契約条項となっており、経営指導によって当社にもたらされる付加価値は経営指導料の額を大きく上回っているうえ、本契約の対価及び契約条件等には公正性が認められること
- ④ 利益相反を回避するための適切な措置も取られる予定であり、本契約締結までの意思決定の過程及び内容に、不合理・不適切な点は認められないこと

ただし、特別委員会からは、併せて、(a)本契約の再契約の締結の可否及び条件を検討する場合においては、CKサンエツによる経営指導の工数及び付加価値の実績を記録するものとし、当該記録を吟味し、継続する必要がある経営指導の内容及び工数について具体的に検討を行うべきであること、並びに、(b)経営環境に相当程度の変化が生じた場合又は経営指導計画書の役務提供内容に相当程度の変動がある場合、再契約の前に第三者機関によって、役務内容及び想定工数について検証が行われ、対価が独立当事者間の公正な取引価格として合理的であるかどうかの確認を行うべきであり、かかる変化及び変動がない場合も、少なくとも5年に一度は、第三者機関により、対価が独立当事者間の公正な取引価格として合理的であるかどうかの確認を行うべきであることとの意見が付されています。

<外部の専門家である法律事務所の見解（書面にて受領）>

外部の専門家である岩田合同法律事務所（弁護士：本村健氏、富田雄介氏、石川哲平氏、関口彰正氏、坂東大聖氏）からは、以下の理由から、当社が本契約の締結について決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとの意見を頂戴しております。

- ① 本契約の締結の目的は、今後経営指導がなされなくなった場合、当社の業績に相当程度の悪影響を与えるリスクがあると考えられることから、本契約を締結し、これに基づき、本経営指導の適切な対価をCKサンエツに対して支払い、本経営指導を受けられるようにすることにより、かかるリスクが顕在化しないようにすることにより、かかる目的は当社の企業価値の向上にあるといえ、正当かつ合理的である。
- ② 本対価が市場水準等に照らし妥当であるといえること、CKサンエツによる経営指導による利益が本対価を上回っているといえること、及び本対価の算出方法が不合理でないといえることから、本対価が公正であり、また、本対価以外の本契約の条件についても企業価値向上を阻害するような不公正なものがないといえ、本契約が当社の企業価値向上に資すると評価できる。
- ③ 以下の点を踏まえると、本契約の締結に至るまでの手続は少数株主保護の観点から公正性が確保されたものであると評価できる。

(a) 本契約の締結に係る当社における検討主体が、CKサンエツとの間で利害関係を有しない者

によってのみ構成されていること

- (b) 当社及びC Kサンエツから独立しており、当社及びC Kサンエツとの間に利害関係を有しない第三者算定機関から、本経営指導の対価を本対価とすることは妥当である旨の報告を受けていること
- (c) 当社の支配株主であるC Kサンエツとの間に利害関係を有しない特別委員会が設置され、特別委員会による独立した立場から、想定される経営指導の内容に照らして本対価その他の本契約の条件は公正と認められ、本契約を締結することは、少数株主にとっても不利益ではない旨の答申がされていること
- (d) 当社とC Kサンエツとの間の交渉過程も、手続の公正性を確保する合理的なものであったと評価できること

4. 業績に与える影響

当社の業績に与える影響は、軽微なものであり、2022年8月12日に公表いたしました通期の業績予想に変更はございません。

以上